

川 西 町  
重層的支援体制整備事業実施計画

令和7年4月  
川 西 町

# 目次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の背景と主旨	1
	(1) 重層的支援体制整備事業の実施背景	1
2	重層的支援体制整備事業実施計画の策定	2
	(1) 重層的支援体制整備事業の概要	2
	(2) 計画の位置づけ	3
	(3) 計画の期間	4
	(4) 計画の事業評価・見直し	4
第2章	川西町における重層的支援体制整備事業	5
1	重層的支援体制整備事業全体像	5
	(1) 重層的支援体制整備事業のイメージ	5
2	相談支援	6
	(1) 包括的相談支援事業	6
	(2) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	6
	(3) 多機関協働事業	7
3	参加支援	7
4	地域づくり支援	8
5	会議体の設置・運営	9
	(1) 重層的支援会議	9
	(2) 支援会議	9
6	多機関協働事業の数値目標	9
7	関連計画における各事業の数値目標	10
	(1) 包括的相談支援事業	10
	(2) 地域づくり事業	10



# 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と主旨

---

### (1) 重層的支援体制整備事業の実施背景

---

少子高齢化や核家族化が進行する中で社会の多様化が進むとともに、地域での住民同士のつながりの希薄化や地域活動の担い手不足によるコミュニティの衰退が一層問題となっています。

また、80代の親と50代のひきこもりの子の世帯の問題である「8050問題」や育児と介護の「ダブルケア」、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる「ヤングケアラー」と言われる子ども・若者など、複合的な問題を抱え、従来の行政サービスでは対応が難しい新たな課題が生じています。

このような中、国では、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、町民ひとりひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」という理念が新たに生まれました。さらに令和3年4月に改正社会福祉法が施行され、地域共生社会の実現を目指すための体制整備事業として「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

## 2 重層的支援体制整備事業実施計画の策定

### (1) 重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業は、町民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ．相談支援、Ⅱ．参加支援、Ⅲ．地域づくりに向けた支援の3つの支援を柱とし、これらを一体的に実施するものです。

Ⅰ．相談支援として、まず、相談者の属性、世代、相談内容にかかわらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止めます。受け止めた相談のうち複雑化した事例については多機関協働事業につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにします。長期にわたりひきこもり状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい町民の場合には、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業により、本人との関係性の構築に向けた支援を行います。

Ⅱ．参加支援として、相談者の中で社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な町民には参加支援事業により、本人のニーズと地域資源の間を調整し、本人が社会とのつながりを持てるよう支援します。

Ⅲ．地域づくりに向けた支援として、地域づくり事業を通じて住民同士のケア・支えあう関係性を育むほか、地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止に努めます。

以上の事業が重なり合いながら、町全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築します。

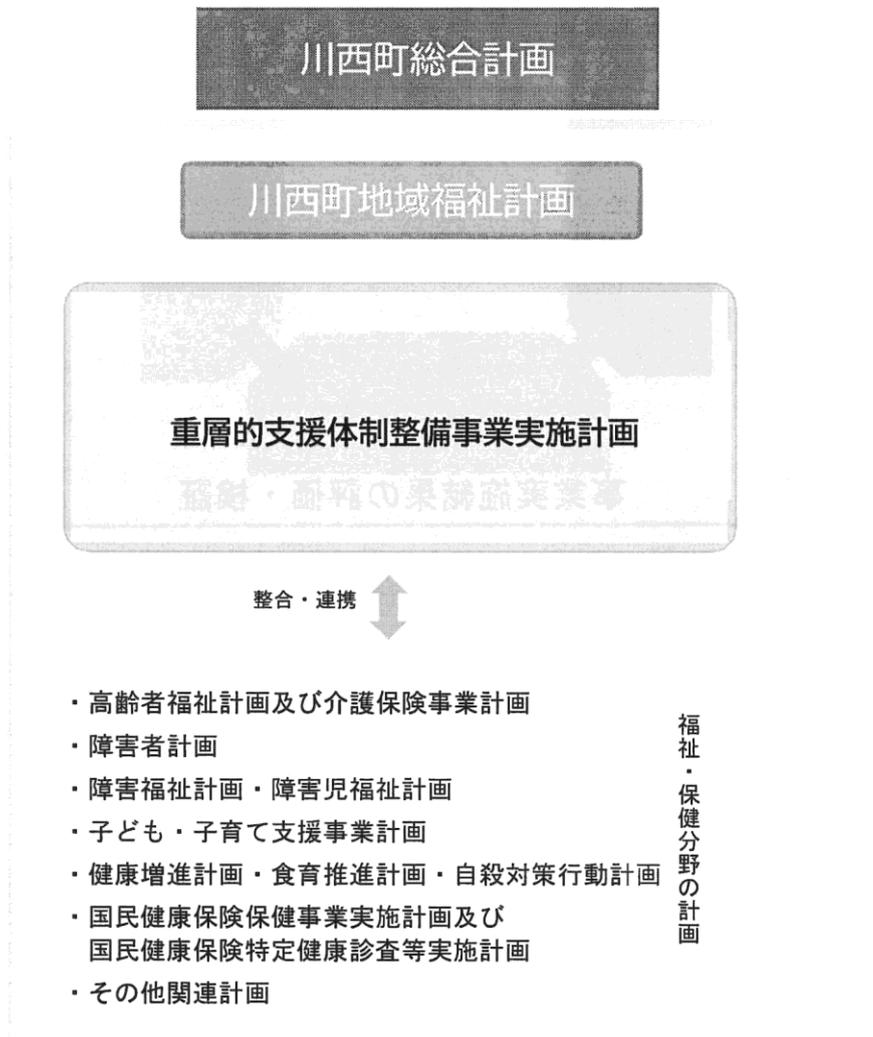
## (2) 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法（以下「法」という）第106条の5に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するために、事業の提供体制に関する事項等を定めた計画です。

福祉の上位計画である「川西町第2次地域福祉計画」の基本理念に基づき、より具体的に必要な事項を定めたものであり、同計画に付随する計画です。

また、川西町総合計画や関連する計画・施策と整合性を図りながら推進してまいります。

### 【計画の位置づけイメージ】

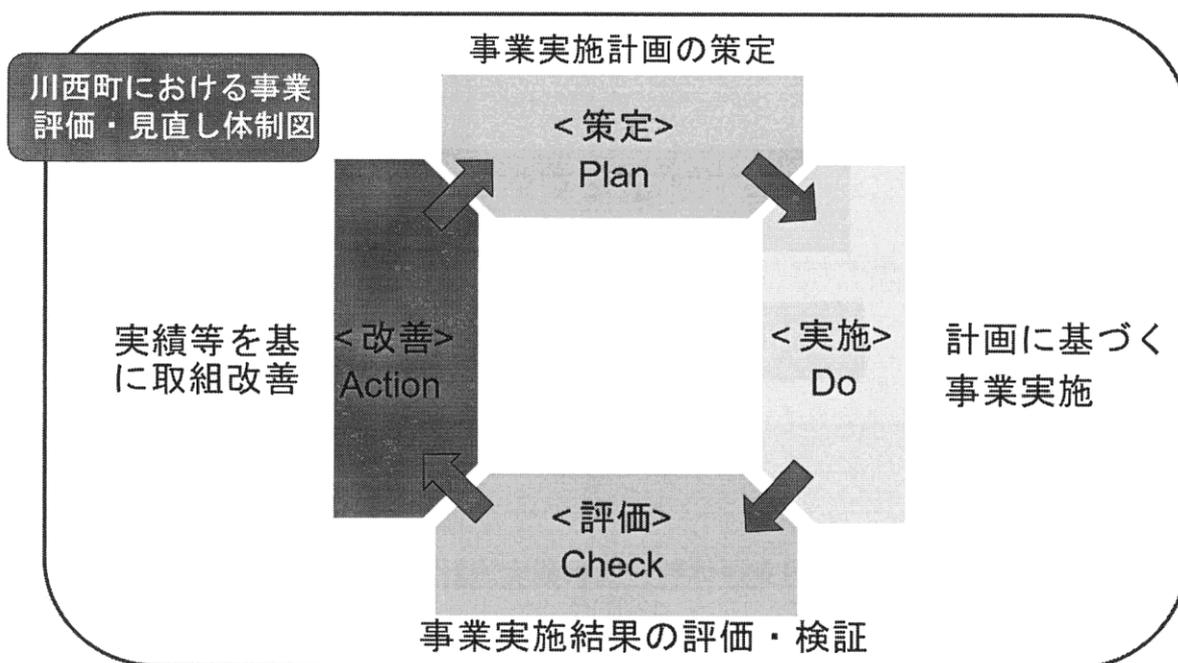


### (3) 計画の期間

本計画の実施期間は1年間とし、毎年度実績等を勘案しながら見直しを行います。

### (4) 計画の事業評価・見直し

各支援関係機関所属長で構成されたメンバーに当該年度の事業報告を行い、必要に応じて計画の内容について見直しを行います。





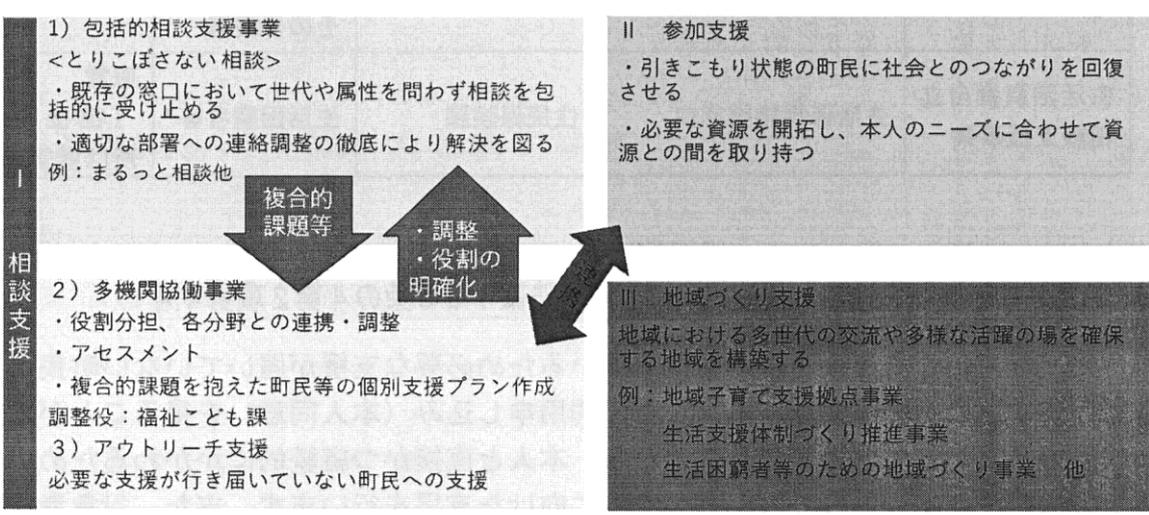
# 第2章 川西町における重層的支援体制整備事業

## 1 重層的支援体制整備事業全体像

### (1) 重層的支援体制整備事業のイメージ

町では下図に示すとおり、既存の相談支援体制や地域づくりに関する事業を最大限に活用しながら、一体的に行う3つの支援（Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくり支援）に係る事業がそれぞれ連携し、重なりあうことで、誰ひとり取り残さない体制の構築を目指します。

### 川西町重層的支援体制整備事業 全体のイメージ



## 2 相談支援

### (1) 包括的相談支援事業 (法第106条の4第2項第1号)

相談者の属性（介護・障害・子ども等）、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える問題の解きほぐしや整理を行います。

(主な相談支援機関)

事業名	機関名	所管課	主な支援対象者	管理運営
地域包括支援センターの運営	地域包括支援センター	長寿介護課	高齢者	直営
相談支援事業	障害者(児)総合相談窓口	福祉子ども課	障がい者、障がい児	直営 精神相談支援は委託
利用者支援事業	・保健センター ・子ども・子育て広場もくいく	福祉子ども課	妊娠中の町民 未就学児及びその保護者	直営
生活困窮者自立相談支援事業	生活保護相談窓口	住民保険課	生活困窮者等	直営 (福祉事務所は県管轄)

### (2) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (法第106条の4第2項第4号)

複合化・複雑化した支援の課題を抱えているため必要な支援が届いていない町民に支援を届けます。多くの事案は、本人からの利用申し込み（本人同意）を得ることができない状態であることが想定されることから、本人と直接かつ継続的にかかわるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援を行います。また、対象者を見つけるため、支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築するとともに、地域の状況等に係る情報を幅広く収集します。

事業名	所管課	管理運営
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	福祉子ども課	委託

### (3) 多機関協働事業 (法第106条の4第2項第5号)

複合化・複雑化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例に対して支援を行います。支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった事例全体の調整機能の役割を担います。

事業名	所管課	管理運営
多機関協働事業	福祉こども課	直営

### 3 参加支援 (法第106条の4第2項第2号)

既存の各制度における社会参加支援に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している町民に対し、地域の社会資源等を活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行います。地域の社会資源とのコーディネートやマッチングを行うほか、既存の社会資源の拡充や新たな社会資源の開拓により、多様な支援メニューを生み出していきます。社会参加の場につながった後は、定着に向けて一定期間のフォローアップを行います。

事業名	所管課	管理運営
参加支援事業	福祉こども課	直営

#### 4 地域づくり支援（法第106条の4第2項第3号）

各事業の対象者の居場所を確保した上で、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域で実施されている個別の活動や人を把握し、住民に身近な圏域を中心として「人と人」「人と居場所」などをつなぎ合わせるとともに、市町村域などのより広い圏域でもコーディネートを行い、交流・参加・学びが生まれ、さらに広がるよう働きかけます。

事業名	所管課	市該当事業名	事業概要	管理運営
地域介護予防活動 支援事業	長寿介護課 (地域包括支援センター)	自主体操グループ活動支援事業	地域の身近な場所での通いの場づくりとして、「いきいき百歳体操」を地域に広げる活動を実施する。	直営+補助
		地域介護予防活動支援事業補助金	介護予防の拠点づくりを支援するため、通いの場等の地域住民が主体となつて行う活動に対し、その活動費の一部を助成する。	
生活支援体制整備事業	長寿介護課	生活支援体制整備事業	地域の高齢者に対する生活支援の充実を目的として、地域における助け合いや支え合い等の仕組みづくりを支援する生活支援コーディネーターを配置する。	委託
地域活動支援センター事業(基礎的)	福祉子ども課	地域活動支援センター事業	地域活動支援センターを設置する事業者に対し、運営の一部を補助する。	委託
地域子育て支援拠点事業	福祉子ども課	こども・子育て広場もくいく	こども・子育て広場もくいくの管理運営を行う。	直営
生活困窮者等のための地域づくり事業	福祉子ども課	こどもの居場所づくり支援事業	生活困窮等の複合的な困難を抱える子どもに対し、食事等の提供場所を設けるとともに、行政等の適切な支援機関につなげる取組の実施に要する経費の助成を行う。	直営+補助

## 5 会議体の設置・運営

町で重層的支援体制整備事業を運営するにあたり、下記の会議を適宜開催します。

### (1) 重層的支援会議

本人から同意を得られているケースについて、多機関協働事業や参加支援事業、アウトリーチ等による継続的支援事業のプラン（個別支援計画）の策定、支援の終結・中断等について協議・決定を行う会議です。この会議は、重層的支援体制整備事業による支援が適切かつ円滑に実施されるために開催されるものであり、①プランの適正性の協議②プラン終結等の評価③社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討の3つの役割を果たすことが求められます。開催は随時おこない、川西町重層的支援体制整備事業実施要綱を根拠法令等として実施します。

### (2) 支援会議

複合化・複雑化した課題等があり支援が必要であると思われるにも関わらず、本人からの同意が得られないために支援体制の整備が進まないケース等について、早期の支援体制の検討等を行う会議です。会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える町民に関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、地域において関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事例の情報の共有や地域における必要な支援体制の検討を円滑にするものです。この会議は、法第106条の6の規定に基づき設置します。開催は随時おこない、川西町重層的支援体制整備事業実施要綱を根拠法令等として実施します。

## 6 多機関協働事業の数値目標

町で重層的支援体制整備事業を構成する事業のうち多機関協働事業における数値目標を掲載します。

事業名	指標	令和7年度目標
多機関協働事業	多機関協働事業支援プラン作成件数	2件

## 7 関連計画における各事業の数値目標

町で重層的支援体制整備事業を構成する事業のうち、(1) 包括的支援事業と(2) 地域づくり事業において、本町の数値目標を定めている事業を掲載します。

### (1) 包括的相談支援事業

事業名	所管課	指標	令和7年度目標
地域包括支援センターの運営	長寿介護課 (地域包括支援センター)	何かあったときの相談相手(地域包括支援センター・役場)の回答割合	20%
相談支援事業	福祉子ども課	窓口設置数	2か所
利用者支援事業	福祉子ども課	子ども・子育て広場等設置数	2か所
生活困窮者自立支援相談事業	福祉子ども課	窓口設置数	2か所

### (2) 地域づくり事業

事業名	指標	令和7年度目標
地域介護予防活動支援事業	自主体操グループ団体数	15団体
生活支援体制整備事業	生活支援サービスを提供する地域数	1地域
地域子育て支援拠点事業	子ども・子育て広場等設置数	2か所
生活困窮者等のための地域づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こどもの居場所づくり支援事業を活用する団体数</li> <li>・ 相談につながった件数</li> </ul>	3団体  3件